



令和3年 3月8日(月)
(2021年)

No. 15366 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3535-5347
近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術
了測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

目次

☆主要判決全文紹介 [最高裁] [上]…………… (1)

主要判決全文紹介

《最高裁判所(原審・知的財産高等裁判所)》

特許権侵害による損害賠償債務不存在確認等請求事件

(樹脂フィルムの連続製造方法及び装置及び設備-被上告人による、第三者である参加人の
上告人に対する債務の不存在の確認を求める訴えは、確認の利益が認められるか) [上] (全2回)

—平成31年(受)第619号、令和2年9月7日判決言渡

(原審・平成30年(ネ)第10059号、平成30年12月25日判決言渡)—

事案の概要

本件は、発明の名称を「樹脂フィルムの連続製造方法及び装置及び設備」とする本件各特許権(「本件
米国特許権」を含む)を有していた被告から独占的通常実施権の許諾を受けて、本件各機械装置を製造し
原告補助参加人に販売した原告が、被告に対し、①原告が原告補助参加人に本件各機械装置を製造販売し、
原告補助参加人が本件各機械装置を使用して本件各製品を製造販売したことにつき、被告が原告及び原
告補助参加人に対して本件各特許権の侵害を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求権(本件損害賠
償請求権)を有しないことの確認を求めるとともに、②原告が上記通常実施権の許諾時から現在に至るま

鎌田特許事務所

所長 弁理士 鎌田 直也

〒542-0073 大阪市中央区日本橋1丁目18番12号
TEL.(06)6631-0021 FAX.(06)6641-0024

